

第1節 風水害に強いまちづくり

全 課

第1 基本方針

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

(1) 総合的計画策定上の配慮

町は、総合的・広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

町は、基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

(3) 住宅、公共機関等の安全性の確保

町は、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

町は、風水害に強い地域の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的・計画的に推進する。

ア 住宅地等の開発に際しては、雨水貯留・浸透施設等の整備を指導する。

イ ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する土石流防止施設等の整備を推進し、また、山地災害の発生を防止するための森林の造成を図る。

(5) 広域避難及び広域一時滞在の協力体制の構築

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課等の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (2) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- (3) 土砂災害警戒区域の警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (4) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (5) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトからの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (6) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (7) 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- (8) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電中化の取り組みと連携しつつ、無電中化の促進を図るものとする。
- (9) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - ア 溢水、湛溢水、湛水等による災害発生のおそれのある区域について、豪雨、洪水、土砂

災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進を図る。

イ 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

ウ 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設の推進を図る。

エ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等による流域の保水・遊水機能の確保を図る。

オ 浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において少なくとも当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について定める。

カ 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

キ 土石災害の恐れのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

ク 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進を図る。

ケ 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備を推進する。

コ 山地災害危険地区、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進する。特に、尾根部からの崩落等による土砂の流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策など複合的に組み合わせ

せた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。

サ 農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

シ 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等を推進する。

3 風水害に対する建築物等の安全性の確保

- (1) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
- (2) 町は、不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (3) 町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (4) 町は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (5) 町は、建築物等を浸水被害から守るための施設の整備促進に努める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設等の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (3) 町は、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 町は、風水害等の災害の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (3) 町は、指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難場所、備蓄倉庫など、防災に関する諸活

動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- (4) 防災機能を有する道の駅（オアシスおぶせ）を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。
- (5) 町は、民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- (6) 町は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (7) 町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン（第5編資料編18））を作成する。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (8) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (10) 災害時に備え、財政調整基金の維持、積立を図る。
- (11) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

全 課 消防署

第1 基本方針

町は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象注意報・警報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象注意報・警報等の伝達は、第3編風水害対策編第2章第1節の第2活動の内容「1 警報等の住民に対する伝達活動」とおりである。町は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備（小布施町災害警戒本部設置要綱）を図る。（第5編資料編16-4）

2 避難誘導體制の整備

- (1) 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であることを明示するよう努める。
- (5) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める（第2編第1章第12節「避難の受入活動計画」参照）。
- (6) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住

者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布図等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所塔へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

- (8) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、町民に速やかに周知する。
- (9) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 町は、大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調達等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 町は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備
- ・ 堰堤、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- ・ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第3節	情報の収集・連絡体制計画	53	<p>「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第4節	活動体制計画	55	
第5節	広域相互応援計画	58	
第6節	救助・救急・医療計画	62	
第7節	消防活動計画	81	
第8節	水防活動計画	83	
第9節	要配慮者支援計画	85	
第10節	観光客及び外国籍住民等対策計画	91	
第11節	緊急輸送計画	93	
第12節	障害物の処理計画	94	
第13節	避難の受入活動計画	95	
第14節	食料品等の備蓄・調達計画	101	
第15節	給水計画	103	
第16節	生活必需品の備蓄・調達計画	113	
第17節	危険物施設等災害予防計画	115	
第18節	電気施設災害予防計画	116	
第19節	都市ガス施設災害予防計画	117	
第20節	上水道施設災害予防計画	117	
第21節	下水道等施設災害予防計画	118	
第22節	通信・放送施設災害予防計画	119	
第23節	鉄道施設災害予防計画	120	
第24節	災害広報計画	141	
第25節	土砂災害等の災害予防計画	142	
第26節	防災都市計画	143	

第27節 建築物災害予防計画

全課

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保を講ずる。

第2 計画の内容

1 建築物の風害対策

- (1) 町は、公共施設について、強風による屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 町は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導、啓発に努める。
- (3) 建築物の所有者は、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため、定期的に点検をし、必要に応じて改修を行う。
- (4) 町は、住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 文化財等の災害対策

町指定文化財（第5編資料編10-1）のうち、建造物については、そのほとんどが木造である。

町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(1) 文化財の管理指導

所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置促進

自動火災警報機の設置促進や転倒防止装置等、防災施設の設置促進等について助言を行うとともに、それに対する助成制度について導入を検討する。

(3) 所有者が実施する対策

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

また、構造物内にある文化財の把握に努める。

節	節 名	震災対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第28節	道路及び橋梁災害予防計画	147	「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「震災」を「風水害」に ●「耐震性」を「風水害に対する安全性」に

第29節 河川施設等災害予防計画

総務課 建設水道課

第1 基本方針

風水害による破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 計画の内容

1 重要水防区域の指定

町は、過去の災害実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を要する地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工法等の検討を行う。(第5編資料編11-1)

2 浸水想定区域内の災害予防

- (1) 町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備を図る。
- (2) 町は、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。
- (3) 町は、浸水想定区域及び指定緊急避難場所等を取りまとめた洪水ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識の高揚と、洪水時の警戒避難対策等の周知徹底を図る。

第30節 農林産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜の斃死被害なども予想される。

町は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 農地防災対策（たん水防除対策）

町は、千曲川沿岸低湿地帯について、農地、農業用施設、農作物等のたん水防除対策として、浅川、篠井川排水機場の活用を図る。

(2) 農業気象対策

町は、県が作成する農業気象通報等を定期的に各関係機関、団体等を通じて農家に周知し、農業気象災害予防の徹底に努める。

ア 凍霜害対策

(7) 町は、霜道、霜穴の常襲地域を把握し、予防に万全を期するよう全農家を指導する。

(4) 霜注意報が発表された場合、町は関係機関と協議し、防災行政無線により全農家に伝達する。

イ 干害、風水害、ひょう害、冷害等対策

(7) 災害発生が予想される場合若しくは確認された場合は、対策会議を開催して予防措置に万全を期する。

(4) 必要に応じて、防災行政無線、広報車等により情報、警報の伝達を行う。

(3) 災害予防技術の周知徹底

町は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、ながの農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

ア 水稻

(7) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

(4) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

(7) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(4) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(7) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

- (ア) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- (イ) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。
- (ウ) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (エ) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滞水防止に努める。

2 林産物災害予防計画

町は、町森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。また、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状の立木仕立てを指導する。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 町は、道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。
- (2) 町は、被災時に建築物の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

2 危険物施設等に対する二次災害予防対策

町は、須坂市消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。町は、二次災害予防のため、災害危険箇所をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、情報収集・警戒避難体制の整備を図る。

節	節名	震災対策編 参照ページ	各節の使用方法
第32節	防災知識普及計画	171	「第2編 震災対策編」を使用し、 本文中の次の表記を読み替えて使用 する。 ●「地震」及び「震災」を「風水 害」に ●「耐震性」を「風水害に対する 安全性」に
第33節	防災訓練計画	175	
第34節	災害復旧・復興への備え	178	
第35節	自主防災組織等の育成に関する計 画	179	
第36節	企業防災に関する計画	181	
第37節	ボランティア活動の環境整備	182	

第38節 風水害に関する調査及び観測

総務課

第1 基本方針

一般に災害の発生を予測することは難しいが、風水害は地震災害に比べれば、データの集積により災害発生の予測、被害規模の予測がある程度まで可能である。このため町は、国、県等と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行う。

第2 計画の内容

1 データの集積

- (1) 町は、国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、町域のデータの累積に努める。
- (2) 町は、テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 町は、観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 町は、過去の災害時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 防災アセスメント

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

節	節 名	震災対策編 参照ページ	各 節 の 使 用 方 法
第39節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	184	<p>「第2編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に